

現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策実施要領

平成30年3月30日29林政経第336号
平成31年3月28日30林政経第463号
令和元年5月28日元林政政第71号
【最終改正】
令和2年3月27日元林政経第353号

第1 趣旨

林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表3の事業の種類欄に定める現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策については、実施要綱及び林業成長産業化総合対策事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この通知によるものとする。

第2 事業内容等

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図っていくためには、林業作業における高い生産性と安全性を確保するとともに、路網と林業機械とを組み合わせた低コスト作業システムを現場で実践・主導することのできる現場技能者の確保・育成が必要である。また、これらの現場技能者等の能力を適正に評価することにより、待遇の改善等を図り、働きやすい職場づくりを進めていくことが重要である。

このため、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策として、高度な知識・技術・技能を有する現場技能者へのキャリアアップを推進するための「現場技能者キャリアアップ対策」、現場技能者の能力を適切に評価する仕組みの導入を支援するための「能力評価システム導入支援」、提案型集約化施業を効果的・効率的に担うことができる森林施業プランナー等を育成するための「森林施業プランナー等育成対策」及び林業作業の安全性を向上させるための「林業労働安全推進対策」について総合的に支援する。

I 現場技能者キャリアアップ対策

1 事業実施主体

現場技能者キャリアアップ対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、担当する現場の効率的な運営及び現場の統括管理のために必要な知識・技術・技能の習得を図り、現場技能者のキャリア形成を支援するとともに、技能検定制度への林業の追加に向け、技能を評価する試験（以下「技能評価試験」という。）の仕組みを構築するため、次の事業を実施する。

(1) キャリアアップ対策

ア 研修の実施

(ア) 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修

林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）に基づき実施した林業就業者能力向上対策事業において作成した集合研修カリキュラムのうち現場管理責任者（フォレストリーダー）（以下「FL」という。）研修カリキュラムを基本として、現場管理を行う者等を対象に、担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能の習得を図るための座学、実習を事業実施主体が指定する施設又は研修地において実施する。

(イ) 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修

「林業担い手育成確保対策事業の実施について」に基づき実施した林業就業者能力向上対策事業において作成した集合研修カリキュラムのうち統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）（以下「FM」という。）研修カリキュラムを基本として、統括現場管理を行う者等を対象に、複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能の習得を図るための座学、実習を事業実施主体が指定する施設又は研修地において実施する。

(ウ) 研修指導者育成研修

現場技能者の育成に係る研修の指導者（講師）等となる者を対象として、指導能力向上のための研修を実施する。

イ 資格

(ア) 研修生の資格

FL研修及びFM研修（以下「FL・FM研修」という。）の研修生は、別表1のFL研修の項及びFM研修の項の研修生の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

(イ) 林業経営体の資格

FL・FM研修に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1のFL研修の項及びFM研修の項の林業経営体の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす林業経営体とする。

ウ FL・FM研修参加申請書の作成

(ア) 研修参加申請書の提出

事業実施主体は、FL・FM研修に参加し、助成を受けようとする林業経営体に対し、FL・FM研修参加申請書（以下「研修参加申請書」という。）を提出させるものとする。

(イ) 研修参加申請書の記載事項

研修参加申請書には、次の事項を記載するものとする。

- a 林業経営体の名称及び住所
- b 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労働法」という。）に基づく「労働環境の改善、募集方法の改善その他雇管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「改善計画」という。）の都道

府県知事による認定番号

- c 研修生の労働条件
- d 研修生の氏名、性別、年齢、林業就業経験年数
- e 予定する助成額の見積り
- f その他事業実施主体が必要と認める事項

エ 研修参加申請書の審査等

(ア) 研修参加申請書の審査

事業実施主体は、研修参加申請書の審査に当たって、審査基準を定めるものとし、その基準に従って研修参加申請書を審査するものとする。

(イ) 審査結果の報告

事業実施主体は、研修参加申請書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

(ウ) 承認通知書の交付

事業実施主体は、審査の結果、相当と認める研修参加申請書を提出した林業経営体（以下「FL・FM研修助成林業経営体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、事業実施主体が、本承認通知書を交付する場合には、当該研修参加申請書に基づく研修に対し交付を予定する助成金の額及び助成金交付の条件を付すものとする。

オ 研修参加申請書の変更

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体が作成した研修参加申請書に研修生数の増減、その他事業実施主体が定める事項についての変更が生じた場合には、速やかに当該研修参加申請書の変更を行わせるものとする。

カ FL・FM研修の参加中止

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体がFL・FM研修の参加を中止する場合には、速やかに事業実施主体が定めるFL・FM研修中止届を提出させるものとする。

キ FL・FM研修実績報告書の作成

(ア) FL・FM研修実績報告書の提出

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体に研修終了年度の2月までに、FL・FM研修実績報告書（以下「研修実績報告書」という。）を提出させるものとする。

(イ) 研修実績報告書の記載事項

研修実績報告書の記載事項については、ウの（イ）の規定を準用する。

この場合、「研修参加申請書」とあるのは、「実績報告書」と、「予定する助成額の見積り」とあるのは、「請求する助成額」と読み替えるものとする。

ク FL・FM研修への参加に対する助成

事業実施主体は、F L・F M研修助成林業経営体から提出のあった研修参加申請書に基づく、F L・F M研修への参加に対し、別表2の1の経費を助成するものとする。

(2) 安全指導

事業実施主体は、F L・F M及びそれを目指す現場技能者の林業労働災害の防止及び現場技能者の育成に係る研修の安全な実施を図るため、安全巡回指導を実施するものとする。

(3) 事業推進委員会

事業実施主体は、現場技能者キャリアアップ対策の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、事業推進委員会を設置するものとする。

ア 委員会の設置

事業推進委員会は、事業実施主体に設置するものとする。

イ 委員の構成

事業推進委員会は、外部有識者等により構成するものとする。

ウ 委員会に付議する事項

- (ア) 事業実施計画及び事業実績に関する事項
- (イ) 研修参加申請書の審査基準の制定に関する事項
- (ウ) 研修カリキュラムに関する事項
- (エ) 安全指導に関する事項
- (オ) その他現場技能者キャリアアップ対策の実施に関する事項

エ 専門委員会の設置

事業実施主体は、現場技能者キャリアアップ対策の実施に関して専門的な知見に基づく助言が必要な事項を審議するために、事業推進委員会に専門委員会を設置することができるものとする。

(4) 技能評価試験の構築

ア 評価ツールの作成

事業実施主体は、林業における技能評価試験の実施に必要な評価ツールの作成に当たって、伐木及び造林・保育にかかる技能や林業の労働安全などについて知見を有する学識経験者等の意見を聴き、評価ツールをとりまとめる。

また、イ及びウの検証を踏まえ、評価ツールを見直すこととする。

イ 技能評価試験の試行的運用

事業実施主体は、地域に偏りなく技能評価試験を実施できる体制を構築する観点から、事業実施主体の定めた等級毎に学科試験及び実技試験を企画し、アでとりまとめた評価ツールを用いて試験の試行的運用を行う。

また、試験の試行的運用に関する企画・運営及び試験結果の検証を行う。こ

の試験結果の検証には、現場技能者の待遇改善に関する調査結果の検証を含む。

ウ 評価者研修

事業実施主体は、実技試験の評価について共通の基準で評価できる者を育成するため、評価者向けの研修を実施するものとする。

また、研修に関する企画・運営及び成果の検証を行う。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

なお、現場技能者キャリアアップ対策に係る業務について委託契約を締結した場合には、林野庁長官に報告するものとする。

(2) 都道府県との連携確保

ア 研修参加申請書及び研修実績報告書の都道府県への届出

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体から研修参加申請書及び研修実績報告書が提出があったときは、速やかにその写しを当該林業経営体の所在する都道府県知事に届け出るものとする。

イ 都道府県の意見

都道府県知事は、研修参加申請書について、事業実施主体に意見を提出することができるものとし、事業実施主体は、その意見を尊重し、当該申請書の審査を行うものとする。

(3) 研修修了者の登録申請の取りまとめ

事業実施主体は、FL・FM研修の修了者から、研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）に基づき研修修了者名簿への登録申請があった場合には、当該者に係る研修が修了している旨の確認を行った上で、林野庁長官に報告するとともに、研修修了者名簿登録証等が発行された場合は、本人にこれを配付するものとする。

4 助成金の交付等

(1) 内規の作成

事業実施主体は、現場技能者キャリアアップ対策に係る助成を受ける林業経営体が行う助成金の交付申請手続その他事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、当該内規に基づき助成金の交付を行うものとする。

(2) 助成金の返還等

事業実施主体は、次の場合においては、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

なお、助成金の返還に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）に基づく手続等により行うものとする。

ア 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき

イ 本通知、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める規定に違反したとき

5 事業の実施期間

平成30年度から令和2年度までとする。

II 能力評価システム導入支援

1 事業実施主体

能力評価システム導入支援の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、労務管理、財務、法律等に関する外部の専門家の指導・助言等を受けて行う能力評価システムの導入（林業就業者等の能力に応じたキャリアアップ・システム等を導入することにより安定的な雇用を継続することのできる体制を整備するものをいう。以下同じ。）を希望する林業経営体に対して、指導・助言を行い、林業経営体による能力評価システムの導入を推進するため、次の事業を実施する。

(1) 能力評価システム導入支援

ア 林業経営体の資格

能力評価システムの導入支援に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1の能力評価システムの導入の項の林業経営体の要件の欄に掲げる要件をすべて満たす林業経営体とする。

イ 能力評価システム導入計画書の作成

(ア) 能力評価システム導入計画書の提出

事業実施主体は、能力評価システムの導入支援を受けようとする林業経営体に対し、能力評価システム導入に関する計画書（以下「能力評価システム導入計画書」という。）を作成させるものとする。

(イ) 能力評価システム導入計画書の記載事項

能力評価システム導入計画書には、次の事項を記載するものとする。

- a 林業経営体の名称及び住所
- b 労確法に基づく改善計画の都道府県知事による認定番号
- c 林業経営体の設立年月日及び営業年数

- d 林業経営体の役職員数、社会・労働保険等への加入状況
- e 林業経営体の資本装備（林業機械保有台数等）
- f 能力評価システムの現状及び導入を予定する内容
- g 予定する助成額の見積り
- h その他事業実施主体が必要と認める事項

ウ 能力評価システム導入計画書の審査等

（ア）能力評価システム導入計画書の審査

事業実施主体は、能力評価システム導入実施計画書の審査に当たって、審査基準を定めるものとし、その基準に従って能力評価システム導入実施計画書を審査するものとする。

（イ）審査結果の報告

事業実施主体は、能力評価システム導入実施計画書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

（ウ）承認通知書の交付

事業実施主体は、審査の結果、適当と認める能力評価システム導入実施計画書を提出した林業経営体（以下「能力評価システム導入助成林業経営体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、事業実施主体は、承認通知書を交付する場合には、当該実施計画書に基づく能力評価システムの導入に対し交付を予定する助成金の額及び助成金交付の条件を付すものとする。

エ 能力評価システム導入計画書の変更

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体が提出した能力評価システム導入計画書に、事業費の増加、その他事業実施主体が定める事項についての変更が生じた場合には、速やかに当該計画書の変更を行わせるものとする。

オ 能力評価システムの導入支援の中止

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体が能力評価システムの導入を中止する場合には、速やかに事業実施主体が定める能力評価システム導入中止届を提出させるものとする。

カ 能力評価システム導入実績報告書の作成

（ア）能力評価システム導入実績報告書の提出

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体の実績報告書（以下「能力評価システム導入実績報告書」という。）を能力評価システムの導入支援を受けた年度の2月までに提出させるものとする。

（イ）能力評価システム導入実績報告書の記載事項

能力評価システム導入実績報告書の記載事項については、イの（イ）の規定を準用する。

この場合、「能力評価システム導入計画書」とあるのは、「能力評価システ

ム導入実績報告書」と、「能力評価システムの現状及び導入を予定する内容」とあるのは、「導入した能力評価システムの内容」と、「予定する助成額の見積り」とあるのは、「請求する助成額」と読み替えるものとする。

キ 能力評価システムの導入に対する助成

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体が能力評価システム導入計画書に基づき行った能力評価システムの導入に対し、別表2の2の経費を助成するものとする。

(ア) 助成対象

助成対象となる内容は、事業実施主体が定めるものとする。

(イ) 助成額の総額

林業経営体ごとの助成額の総額は、予算の範囲内において、事業実施主体が定めるものとする。

(ウ) 助成対象内容等の記録等

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体に対し、会議等を行った場所、内容、要した経費の内容等を適正に記録させ、備え付けさせるものとする。

(2) 能力評価システム導入助成林業経営体に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、林業経営体による能力評価システムの適正かつ計画的・効率的な導入を図るため、能力評価システム導入助成林業経営体に対する能力評価システム導入計画書の作成及び能力評価システム導入実績報告書等に関する指導並びに事業の実施状況等に関する監督・検査を実施するものとする。

(3) 能力評価システムの導入に関する普及・啓発等

事業実施主体は、能力評価システムの導入の普及・啓発等に努めるものとする。

(4) 事業推進委員会

事業実施主体は、能力評価システム導入支援事業の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、事業推進委員会を設置するものとする。

ア 委員会の設置

事業推進委員会は、事業実施主体に設置するものとする。

イ 委員の構成

事業推進委員会は、外部有識者等により構成するものとする。

ウ 委員会に付議する事項

(ア) 事業実施計画及び事業実績に関する事項

(イ) 能力評価システム導入計画書の審査基準の制定に関する事項

(ウ) 指導及び監督・検査に関する事項

(エ) 普及・啓発に関する事項

(オ) その他能力評価システム導入支援事業の実施に関する事項

エ 専門委員会の設置

事業実施主体は、能力評価システム導入支援事業の実施に関して専門的な知見に基づく助言が必要な事項を審議するために、事業推進委員会に専門委員会を設置することができるものとする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

なお、能力評価システム導入支援に係る業務について委託契約を締結した場合には、林野庁長官に報告するものとする。

(2) 都道府県との連携確保

ア 実施計画書及び実績報告書の都道府県への届出

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体から能力評価システム導入計画書及び能力評価システム導入実績報告書の提出があったときは、その写しを速やかに当該林業経営体の所在する都道府県知事に届け出るものとする。

イ 都道府県の意見

都道府県知事は、能力評価システム導入計画書について、事業実施主体に意見を提出することができるものとし、事業実施主体は、その意見を尊重し、当該計画の審査を行うものとする。

4 助成金の交付等

(1) 内規の作成

事業実施主体は、能力評価システム導入助成林業経営体が行う助成金の交付申請手続その他の事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、当該内規に基づき助成金の交付を行うものとする。

(2) 助成金の返還等

事業実施主体は、次の場合においては、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

なお、助成金の返還に当たっては、補助金適正化法に基づく手続等により行うものとする。

ア 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき

イ 本通知、助成金の交付条件及び事業実施主体が定める規定に違反したとき

- 5 事業の実施期間
平成30年度から令和2年度までとする。

III 森林施業プランナー等育成対策

- 1 森林施業プランナー等育成対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、実践力のある森林施業プランナー及び森林資源の成熟化等に伴う主伐・再造林や有利販売等の林業経営上の新たな課題に対応し得る林業経営者（以下「森林経営プランナー」という。）の育成を図るため、次の事業を実施する。

(1) 企画運営委員会の開催等

提案型集約化施業や林業経営について知見を有する学識経験者等を構成員とする企画運営委員会を設置し、以下の取組を実施する。

- ア 企画運営委員会開催に当たっての企画・運営、調整、進行管理及び情報提供
- イ 森林施業プランナーの育成に向けた全体計画や標準的な研修カリキュラムの策定
- ウ 都道府県等が実施する森林施業プランナーに関する各種研修等の企画・運営等に当たっての相談窓口の設置
- エ 森林施業プランナーの資格認定基準を示すための、森林施業プランナーの技能、知識、実践力の評価
- オ 森林経営プランナーの育成に向けた全体計画の策定
- カ 森林経営プランナーの育成に向けた研修カリキュラム及び研修実施方針の策定
- キ 森林経営プランナーに関する認定制度の検討・創設

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

- ア 地域における研修拠点づくり（研修実践体制評価委員会の開催等）

地域ごとに森林施業プランナーを育成する組織体制を確立するため、提案型集約化施業について知見を有する学識経験者等を構成員とする評価委員会（以下「実践体制評価委員会」という。）を設置し、以下の取組を実施する。

- (ア) 実践体制評価委員会開催に当たっての企画・運営、調整、進行管理及び情報提供
- (イ) 研修受入先となる林業経営体に対する提案型集約化施業に取り組む能力及び体制の評価

イ 専門的スキル研修

地域ごとに行う研修では補えない高度な技術・ノウハウを習得させるため、専門分野に特化した全国単位での集合研修を実施する。

ウ 集約化施業個別課題指導（専門家派遣）

提案型集約化施業に取り組む林業経営体に対し、地域特有の個別課題の解消に向けた実践的な指導を行うため、路網設計、経営等の知識を有する専門家を派遣し、個別指導を行い、技術の習得や課題の解消を図る。

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

企画運営委員会が作成した研修実施方針に基づき、森林経営プランナーを育成するための研修を実施する。なお、研修には全国6つ程度のブロックに分けて行う実地研修を含めることとする。

また、研修生は別表1の森林経営プランナー育成研修の項の研修生の要件の欄に掲げる要件を満たす者とする。

2 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

なお、森林施業プランナー等育成対策に係る業務について委託契約を締結した場合には、林野庁長官に報告するものとする。

(2) 都道府県との連携確保

事業実施主体は、都道府県等が行う森林施業プランナーを育成するための研修等の企画・運営にあたって、都道府県からの相談への対応等を積極的に行うものとする。

3 内規の作成

事業実施主体は、森林施業プランナー等育成対策に係る助成を受ける研修生が行う助成金の交付申請手続その他の事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、当該内規に基づき助成金の交付を行うものとする。

4 事業の実施期間

令和元年度から令和2年度までとする。

IV 林業労働安全推進対策

1 林業労働安全推進対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、労働災害の防止を図るため、次の事業を実施する。

(1) 林業労働安全活動促進事業

ア 林業労働安全指導者による安全診断等の実施

事業実施主体は、林業経営体の経営層の安全に関する意識改革を図るため、安全についての診断や指導等（以下「安全診断等」という。）を希望する林業経営体に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第81条第1項に規定する労働安全コンサルタントのうち林業の知識を有する者（以下「林業労働安全指導者」という。）を派遣し、安全診断等を実施させるとともに、その結果を別記様式第1号により整理させるものとする。

また、事業実施主体は、安全診断等の実施により得られた林業労働安全に関する情報を踏まえ、林業労働安全指導者に事業実施主体が定める地域を単位とした安全指導に係る方針（以下「安全指導方針」という。）を作成させるものとする。

なお、安全診断等の実施に当たり、林業経営体の選定及び連絡調整業務は、事業実施主体が行うものとする。

イ 林業労働安全指導者に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、アの規定による安全活動の適正な実施に向け、林業労働安全指導者に対する指導及び実施状況に関する監督・検査を実施するものとする。

ウ 林業労働安全に係る指導方針書の作成

事業実施主体は、アの規定による安全診断等の結果及び安全指導方針を林業労働安全指導者から収集し、林業労働安全に係る指導方針書（以下「指導方針書」という。）として取りまとめ、林野庁長官に報告するとともに、林業労働安全指導者等と共有するものとする。

なお、指導方針書の取りまとめに当たっては、情報の保護に努め、林業労働安全指導者以外の個人又は法人が特定されることのないよう留意するものとする。

(2) 林業労働災害撲滅推進事業

ア 林業労働災害撲滅普及資材の作成

事業実施主体は、業界全体に安全意識の普及・啓発を図るため、検討会を開催し普及資材を作成するものとする。

イ 林業労働災害撲滅キャンペーンの実施

事業実施主体は、林業労働災害の撲滅に向け、地域の行政機関等の協力の下、事業実施主体が定める地域を単位として林業労働災害に係る意見交換会等の取組を実施するものとする。

(3) 林業労働災害撲滅研修事業

事業実施主体は、林業経験年数が25年超、かつ、50歳代の林業作業員を中心とした学び直しを目的として、林業労働安全に資する最新装置を使用した研修

を実施するものとする。また、最新の装置による労働災害の撲滅を目的に、当該作業員が所属する経営体の経営者層にも当該研修の一部を受けさせるとともに経営者層に対して最新装置の導入調査を実施するものとする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

(2) 企画会議の開催

事業実施主体は、林業労働安全推進対策の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、企画会議を開催するものとする。

ア 企画会議の参加者

会議開催に当たっては、必要に応じて外部有識者を参加させるものとする。

イ 企画会議において議題とする事項

- (ア) 林業労働安全活動促進事業に関する事項
- (イ) 林業労働災害撲滅推進事業に関する事項
- (ウ) 林業労働災害撲滅研修事業に関する事項
- (エ) その他林業労働安全推進対策の実施に必要な事項

(3) 林業労働安全活動促進事業に係る林業労働安全指導者名簿の作成

林業労働安全活動促進事業の事業実施主体は、林業労働安全指導者名簿を作成するとともに、必要に応じて林業経営体等に情報提供するものとする。

4 内規の作成

事業実施主体は、事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、この通知によるものに加えて当該内規に基づき事業を実施するものとする。

5 事業の実施期間

平成30年度から令和2年度までとする。

第3 事業計画書及び実施報告書の作成

実施要綱の第4の(1)に定める事業計画書の作成及び承認等については、交付要綱の第4第1項に定める申請書をもってこれに代えるものとする。

また、実施要綱の第8に定める実施状況等の報告は、交付要綱の第13第1項に定める実績報告書をもってこれに代えるものとする。

第4 知的財産権の取扱い

- 1 事業実施主体は、事業の実施により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）の出願等の状況を林野庁長官に報告するものとする。
- 2 1の報告は、補助事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、本事業に基づく知的財産権を出願し若しくは取得した場合又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の末日から30日以内に別紙様式第2号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 4 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、事業実施主体は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

第5 国の助成

- 1 林野庁長官は、本事業の効果的実施を図るため指導監督を行うものとし、助成対象経費の範囲及び算定方法は別表2、補助対象経費の範囲及び算定方法は別表3（本事業の実施に当たり、直接かつ追加的に必要な経費に限ります。）、国の助成措置に係る助成対象経費及び補助対象経費は別表4に掲げるとおりとする。
- 2 林野庁長官は、本事業の助成対象経費及び補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めるものとする。
- 3 事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式第3号により林野庁長官に提出することとする。

第6 成果の取扱い

林野庁長官は、本事業の成果を無償で活用できるほか、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとし、事業実施主体は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

また、事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力するものとする。

附 則（平成30年 3 月30日29林政経第336号）

- 1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成23年 4 月 1 日付け22林政経第225号林野庁長官通知による「「緑の雇用」現場技能者育成推進事業実施要領」に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則（平成31年 3 月28日30林政経第463号）

- 1 この通知は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附則（令和元年 5 月28日元林政政第71号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月27日元林政経第353号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

別表1 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策に係る研修生及び林業経営体の要件

| 研修の種類 | 研修生の要件 | 林業経営体の要件 |
|---------------|--|---|
| FL研修 | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業の就業経験が通算5年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有すること 2 現場管理を行う者又は現場管理を行う見込みのある者であること 3 FL研修修了後、5年以上就業できる年齢であること 4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること | <ol style="list-style-type: none"> 1 労確法に基づき都道府県知事が改善計画を認定した事業主又は事業実施年度に認定を受けることが確実と認められる事業主(以下「認定事業主等」という。)であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること 3 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること |
| FM研修 | <ol style="list-style-type: none"> 1 林業の就業経験が通算10年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有すること 2 統括現場管理を行う者又は統括現場管理を行う見込みのある者であること 3 FM研修修了後、5年以上就業できる年齢であること 4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること | 同上 |
| 能力評価システムの導入 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 認定事業主等であること 2 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること |
| 森林経営プランナー育成研修 | <p>以下の1又は2の要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集約化施業について相応の実績がある認定森林施業プランナー 2 その他林業経営体の経営者若しくは経営層にある者又は将来経営者若しくは経営層になることが見込まれる者 | |

別表2 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策に係る助成対象経費の範囲及び算定方法

1 現場技能者キャリアアップ対策の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|---------|---|
| 技術習得推進費 | <p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、事業実施主体が定める研修生1人当たりの額を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> |
| 研修生旅費 | <p>林業経営体が研修に研修生を参加させるために要した旅費について、事業実施主体が定める額を上限に林業経営体が負担した額を助成する。</p> |
| 受験生旅費 | <p>林業経営体が試験に受験生を参加させるために要した旅費について、事業実施主体が定める額を上限に林業経営体が負担した額を助成する。</p> |

2 能力評価システム導入支援の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|--------------|---|
| 能力評価システム導入経費 | <p>林業経営体が、能力評価システムの導入経費として、事業実施主体が定める額を上限に林業経営体が負担した額を助成する。</p> |

3 森林施業プランナー等育成対策の助成対象経費

| 助成対象経費 | 助成の内容 |
|--------|---|
| 研修生旅費 | <p>研修生が研修に参加するために要した旅費について、研修生が負担した額に補助率を乗じた額を助成する。</p> |

別表3 補助対象経費の範囲及び算定方法

| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
|---------|---|
| 技術者給 | <p>事業実施主体が事業運営に係る技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定に当たっては、別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。</p> |
| 賃金 | <p>事業実施主体が本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p> |
| 謝金 | <p>企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p> |
| 旅費 | <p>事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な交通費とする。</p> |
| 需用費 | <p>消耗品費、印刷製本費、光熱水費等の経費とする。</p> |
| ア 消耗品費 | <p>文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> |
| イ 印刷製本費 | <p>資料、文書、図面、パンフレット等の印刷や製本に必要な経費とする。</p> |
| ウ 光熱水費 | <p>電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。</p> |
| 燃料費 | <p>事業実施主体が行う研修等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。</p> |
| 役務費 | <p>原稿料、通信運搬費、普及宣伝費等の人的サービスに対して支払う経費とする。</p> |
| ア 原稿料 | <p>報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う対価とする。</p> |

| | |
|------------|---|
| イ 通信運搬費 | 郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。 |
| ウ 普及宣伝費 | マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする。(事業実施主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載は技術者給、需用費等で計上するものとする。) |
| 委託費 | <p>補助の目的である本事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等)を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする。</p> <p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合に限り実施できるものとする。</p> <p>なお、本事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務を委託すると、本事業の対象要件に該当しなくなりますので、委託内容については十分検討する必要があります。</p> |
| 使用料及び賃借料 | 車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費とする。 |
| 備品費・資機材購入費 | 事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等購入費(ただし、机、椅子、書庫等の汎用性のあるものを除く。) |
| 資料購入費 | 専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。 |
| 教材費 | 教材等の作成・購入に必要な経費とする。 |
| 講習費 | 安全教育、技能講習等の受講に必要な経費とする。 |
| その他(保険料等) | 雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費(「賃金」、「技術者給」を除く。)、交通費(勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費)など、ほかの費目に該当しない経費とする。 |

別表4 助成対象経費及び補助対象経費

I 現場技能者キャリアアップ対策

| 区 分 | 補助率 | 助成対象経費及び補助対象経費 |
|-------------|-----|--|
| 1 キャリアアップ対策 | 定額 | 技術習得推進費、研修生旅費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他（保険料等） |
| 2 安全指導 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 3 事業推進委員会 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 4 技能評価試験の構築 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等） |

II 能力評価システム導入支援

| 区 分 | 補助率 | 助成対象経費及び補助対象経費 |
|----------------|-----|---|
| 1 能力評価システム導入支援 | 定額 | 能力評価システム導入経費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |

| | |
|--|--|
| 2 能力評価システム導入 助成林業経営体に対する 指導及び監督・検査 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 3 普及・啓発等 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 4 事業推進委員会 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |

III 森林施業プランナー等育成対策

| 区 分 | 補助率 | 補助対象経費 |
|-------------------------|-------------|--|
| 1 企画運営委員会の開催等 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 2 森林施業プランナー育成 研修等の実施 | | |
| (1) 地域における研修拠点 づくり | | |
| ア 実践体制評価委員会の 設置・運営 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| イ 実践体制評価の実施 | 1 / 2 以内 | |
| (2) 専門的技能能力研修 | 1 / 2 以内 | 研修生旅費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、 |

| | | |
|--------------------|-------------|---|
| (3) 集約化施業個別課題指導 | 1 / 2 以内 | 燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |
| 3 森林経営プランナー育成研修の実施 | 1 / 2 以内 | 研修生旅費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等） |

IV 林業労働安全推進対策

| 区 分 | 補助率 | 補助対象経費 |
|----------------|-----|---|
| 1 林業労働安全活動促進事業 | 定額 | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等） |
| 2 林業労働災害撲滅推進事業 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費）、委託費、使用料及び賃借料、その他（保険料等） |
| 3 林業労働災害撲滅研修事業 | | 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費）、委託費、使用料及び賃借料、備品費・資機材購入費、資料購入費、教材費、講習費、その他（保険料等） |

別紙様式第1号 (第2のIVの2の(1)のA関係)

林業事業体安全診断報告書

| | | | |
|----------|--|-------------|--|
| 01:事業体情報 | | | |
| 所 在 | | | |
| 名 称 | | | |
| 代表者 | | 連絡先 (電話) | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------|--------|--------|--------|-------|------|---|-------|
| 02:労働者情報(役員、事務系職員を除く) | | | | | | | 単位:人 | | |
| | | 25歳以下 | 26~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60歳以上 | 区 分 | 計 | うち男性者 |
| 主として 伐出事業 | 男 | | | | | | 伐出 | | |
| | 女 | | | | | | | | |
| 主として 造林事業 | 男 | | | | | | 造林 | | |
| | 女 | | | | | | | | |
| 主として その他事業 | 男 | | | | | | その他 | | |
| | 女 | | | | | | | | |
| 計 | 男 | | | | | | 計 | | |
| | 女 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | 合 計 | | |

| | | | | | | | |
|-----------|-------|-------------|-----|-------|-------|-------|---|
| 03:安全管理体制 | | 04:労働災害発生状況 | | | | 単位:人 | |
| 区 分 | 選任の有無 | 区分 | ①死亡 | 休業災害 | | | 計 |
| 総括安全管理者 | | | | ②1日以上 | ③4日以上 | ④4日未満 | |
| 安全管理者 | | 平成29年 | | | | | |
| 安全衛生推進者 | | 平成28年 | | | | | |

| |
|------------------------------------|
| 05:労働災害の概要(04:①若しくは②に該当するものについて記載) |
| |

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 06:診断項目 | |
| I:安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の遂行について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| II:安全点検体制の確立と安全点検の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| III:作業環境の改善について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| IV:作業手順の確立と作業方法の改善について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| V:安全衛生教育の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| VI:安全活動の実施について | ・現状 ・問題点 ・指摘事項 |
| VII:総合所見について | |

※診断事項を変更する場合は、内規として作成し、協議を行うものとする。

別紙様式第2号（第4の2関係）

令和 年度現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策に係る知的財産権報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年 月 日付け 林政経第 号で補助金の交付決定の通知があった現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策に関して、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策実施要領第4の2の規定により報告する。

（注）課題ごとに記載すること。

記

- 1 課題（番号及び知的財産権の種類）
- 2 出願又は取得年月日
- 3 内容
- 4 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策交付決定前着手届

現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策実施要領第5の3の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。